

自転車の交通違反にも「青切符」が適用されます

苦小牧事務所長 弁護士

中野 正敬



令和8年4月1日から、いわゆる「青切符」制度が自転車の交通違反にも適用されるようになりました。

青切符は、正式には交通反則通告制度と呼ばれるもので、一定の交通違反に対して、反則金を納付することで刑事裁判等を受けずに事件が処理される制度です。

自転車の交通違反については、従来は、重大な違反や事故を起こした際には、いわゆる「赤切符」等を用いた刑事手続で処理されていましたが、手続的な負担や、不起訴となるケースが多く責任追及が不十分である等問題点が指摘されていました。

また、自転車運転者の交通違反件数の増加や、自転車乗用中の死亡事故や重傷事故のうち、約75%の割合で、自転車側にも法令違反があるという統計もあると言われておりました。

このような背景から、自転車の交通違反の迅速な処理を可能にすると共に、違反者への実効性のある責任追及を可能にするために、上記制度が導入されることに

なりました(なお、青切符導入後も、警察官による指導警告や、従前の赤切符等による処理がなくなるわけではありません。)

青切符の対象となるのは、16歳以上の違反者で、反則行為は、信号無視、一時不停止、通行区分違反等多岐にわたりますが、報道では、導入後3ヶ月で約7000件が青切符による取締が行われ、スマホを見ながらの運転(いわゆる「ながらスマホ」)が最も多い反則行為だったとのことです。

法律実務の観点から見ても、近時は、自転車が関係する交通事故事案は増えているように見受けられますし、法制度においても交通違反に青切符制度が導入されるなど、自転車は、かつての気軽な乗り物から責任ある車両へと、その位置づけが転換される時代になったと言えるでしょう。

交通ルールが変更されました

弁護士

大塚 智子



車の運転ルールに関し法改正がありました。

1. 生活道路における法定速度の引き下げ (令和8年9月1日施行)

これまで、一般道路の法定速度は原則時速60kmでした。しかし、住宅街や通学路等での事故が多いため、地域住民が日常生活で使うような、中央線等がない道路(いわゆる生活道路)は、原則時速30kmへ引き下げられました。そのため標識等がない生活道路を時速60kmで走ると、時速30km以上の速度超過となり、免許停止や刑事処分の対象となり得ます。

2. 危険運転致死傷罪の基準明確化 (令和8年7月21日施行)

危険運転致死傷罪は、特に危険な運転で被害者を死傷させた場合を重く処罰するものです(死亡させた場合の最高刑:拘禁刑20年)。

改正前は、飲酒や速度の基準が曖昧だったため、客観

的な数値基準が導入されました。飲酒は呼気1リットルあたりアルコール濃度0.5mg以上の場合です。速度は一般道(最高速度が時速60km以下の道路)で時速50km以上、高速道(最高速度が時速60kmを超える道路)で時速60km以上超過した場合が対象です。ただし、基準以下でも、アルコールで正常な運転が困難な状態や、制御困難な高速度などと判断されれば危険運転となり得ます。

また、殊更にタイヤを滑らせ又は浮かせることによりその進行を制御困難な状態にさせる運転(ドリフト走行等)も対象行為として追加されました。

交通ルールは「知らなかった」ではすまされません。常に知識のアップデートが重要です。